

事前登録を利用するみなさんへ

認知症になっても、安心して地域で生活できるように、見守りのしくみを理解し、環境を整えておきましょう。

登録印

氏名 ()

1 富士宮市見守り・SOSネットワーク事業について

● 行方不明になる可能性のある高齢者等の事前登録について

万が一、行方不明になった時に備え、本人の情報を事前に登録し、行方不明発生時登録した情報を活用し早期発見・保護するための事業です。

【対象者】

道に迷ったり、名前が言えなかったり等、家に帰ることができなくなる可能性のある高齢者等で登録を希望する方

【事前登録方法】

登録を希望する場合は、

- (1) 地域包括支援センター、ケアマネジャー、または市役所 高齢介護支援課に相談する。
- (2) 登録書を市役所高齢介護支援課に提出する。

※申請は、基本的に本人やその家族が行ってください。

独居等で近隣に家族等がない場合には、本人や家族の同意が得られた場合、本人の状況がわかる地域包括支援センター職員、ケアマネジャー、施設等のサービス提供者等へ届け出の代行を依頼することができます。

※申請後 1週間以内を目安に、事前登録情報を 富士宮警察署へ情報提供します。申請から富士宮警察署との情報共有まで、多少の時間差がありますのでご了承ください。

※準備するもの

- ・写真 顔写真と全身の写真

カラーでなるべく現在の本人に近い状態の写真（撮影から半年以内がのぞましい）を準備してください。

【登録が終了するとき】

- ・事前登録の必要がなくなったときは、高齢介護支援課へ御連絡ください。



事前登録内容の変更について

事前登録した内容に大きな変更があった場合、お知らせください。

- ・緊急連絡先に変更があった場合

- ・本人の見た目が大きく変わった場合（写真と大きく異なる場合）

連絡先：高齢介護支援課 TEL0544-22-1591



2 地域の見守りについて

● 見守りお願いシート・あんしんフローチャートを作ってみよう！！

事前登録をした方には、「見守りお願いシート」の活用も検討してみましょう。安心して地域で暮らすためには、本人がよく行く場所を確認し、見守りが必要なポイントを知ることが大切です。認知症サポーターやキャラバンメイト、地域の見守り体制なども確認してみてください。使い方がわからない場合は、高齢介護支援課にお問い合わせください。

「あんしんフローチャート」は、万が一のためのお守りになります。備えとイメージをしておきましょう。

【見守りお願いシートの作成について】

(1) 最初に、認知症の理解を！！

◇認知症ケアパスを読んでみましょう。

◇地域の中で本人がよく行く場所や、よく会っている人などを把握し、地域のみなさんの見守りがあれば安心して生活ができる可能性があることを知ってもらいましょう。

(2) 「見守りお願いシート」の作成

◇本人がよく行く場所を確認しましょう。

◇よく行く場所で、見守りをしてもらえそうな見守り支援者を探してみましょう！

◇認知症サポーターの見守りも検討してみてください。(認知症サポーターシールが貼ってある家・キャラバンメイトなど)

◇シートを完成させましょう。

※ 事前登録・行方不明時にも使えるシートです。自宅の分も準備しましょう。

見守り支援者、警察の他、本人のよく行く場所にお願ひに行く時に配りますので作成する枚数を確認してください。

※ 地域のみなさんに知っておいてほしいことなども書きとめておくとい良いでしょう。

(3) 見守りお願いシートを持って地域にお願ひに行く

◇シートを持ちながら、見守りのお願ひに行きましょう。家族と一緒にケアマネジャーや地域包括支援センターが一緒にお願ひに行くことができると良いと思います。

◇見守りのお願ひと同時に、万が一 行方不明になったり困ったことが起きた時に、ご協力いただけるよう連絡先などを聞いておくとい良いでしょう。

日ごろから備えをしておきましょう



事前登録や見守りお願いシートを作成すると同時に、必ず本人が持って歩きそうな持ち物には、名前や連絡先が分かるようなものをつけておきましょう。

自宅で生活するための支援やサービス

(令和7年度版 高齢者のための福祉サービス利用の手引きより)

●徘徊高齢者在宅生活継続支援(GPS機能)

●ホームセキュリティシステム設置サービス

●配食サービス

3 家族の居場所がわからなくなった時の対応について

【あんしんフローチャートについて】

(1) 事前にできること

万が一、居場所がわからなくなった時に、どうしたらいいのかをあらかじめイメージをして、活用できる情報を記載しておきます。家族と一緒にシュミレーションしておくとういでしょう。

◇フローチャートを完成してみてください。

※本人の居場所がわからなくなった時、すぐわかるように、置き場所をしっかりと決めておきましょう。

(2) 実際に、居場所がわからなくなった時

あんしんフローチャートに沿って確認

- ・まずは家の周りを探してみましょう。
- ・心当たりの場所にいないか、電話等で確認してみましょう

- ・本人が行きたいと言っていた場所
- ・顔なじみのお店や通いなれた場所
- ・親戚や知り合いの家

行方不明に気づいた時点で、なるべく早く

富士宮警察署 生活安全課:23-0110(代表) へ相談する

- ・行方不明になった方は、1時間で5 km移動するとも言われていますので、相談する時間が早いほど、発見できる可能性が高くなります。
- ・次に、家族や地域の方々、ケアマネジャー等の関係者へ連絡し、手分けして探しましょう。
- ・外を探すときは、必ず家に留守番する人を決めて、連絡先がわかるようにしましょう。



(3) 発見・保護した時

① 自分達で本人を発見した場合

- ・本人の健康状態を確認し、問題があれば医療機関に受診をしましょう。(怪我の有無/意識の状態・呼吸・脈拍の状態・脱水の状態・熱中症・低体温症等の確認)
- ・まずは警察に連絡をし、その後地域の方々、ケアマネジャー等関わってくれた方に連絡をしてください。

② 警察からの連絡で発見された場合

- ・自宅待機者が警察から連絡を受けた場合、地域の方々、ケアマネジャー等関わってくれた方に連絡をしてください。

※夜間の場合、急を要していなければ、翌朝連絡をしましょう。

(4) 再発防止策の検討

家族、ケアマネジャー、地域包括支援センター、民生委員等、参集が可能な関係者で、今回の対応方法の流れを検討してみましょう。

本人が、なぜ行方不明となってしまったのかを検証し、予防策を検討しましょう。

同報無線の登録について



同報無線メールの登録をお願いします。

登録をすると、地域の中で行方不明になった方の情報があなたに送られます。

「こちらは広報ふじのみやです」でおなじみの行方不明者のお知らせをするのが、同報無線です。是非メール受信に登録いただき、高齢者や認知症の方の見守りにご協力ください。

同報無線メール配信サービスにご登録いただく際は、以下のことにご了承ください。

- メール通信(パケット通信料)は、利用者のご負担 となります。
- 「@sg-p.jp」ドメインあるいは「fujinomiya@sg-p.jp」のアドレスからのメールの受信を許可する設定を行ってください。
- URL 付きメールの受信を許可する設定を行ってください。



©富士宮市さくやちゃん

高齢者等の行方不明に関する連絡窓口

事前登録 行方不明になる可能性のある方の相談 富士宮市役所 高齢介護支援課	22-1591
行方不明が発生した時 の相談 富士宮警察署 生活安全課	23-0110(代表)